

裁判所はフリーランスクリエイター（書籍編集者）に対する出版社の下請法違反行為及び当該違反行為を内容とする不法行為の成立を認めるとともに当該不法行為に係る損害賠償請求を認容すべきであるとする法律意見書

岡 田 直 己

本稿は、フリーランスクリエイター（書籍編集者）Xが出版社Yに対し損害賠償を求めた事案（東京地判令和7年9月9日令和5（ワ）第30196号）の控訴審（東京高判令和8年3月19日令和7（ネ）第4938号；以下、原判決と合わせて「本件」）において、Xの依頼により、筆者が東京高裁へ提出した法律意見書である。

原審で争われた本件の概要は次のとおりである。Xは、Yから請け負った書籍一式の制作業務について、Xの制作着手後、Yがシナリオの作り直し指示をした上、最終的に請負契約を解除したことは違法であるとして、Yに対し、不法行為に基づき、既払分を除く当初報酬額、作り直し指示による追加報酬相当額及び精神的慰謝料並びにこれらに対する遅延損害金の支払いを求めた。これに対し、Yは、①Xとの間の請負契約の合意は書籍一式ではなく、マンガパートの編集及びシナリオの構成協力のみを依頼したこと、②シナリオの作り直しについては、著者ないし監修者の意向も踏まえた上での指示であることに加え、書籍編集という創作活動の性質から、作り直し指示部分も含め一体としての業務であり、追加報酬は発生しない

こと、③契約解除について、X が Y の出版スケジュールの要請に応じられないなど、正当な理由があること、④仮に X に何らかの損害が発生しているとしても、(一部) 弁済により支払済みである旨主張して争った。原審の争点は、【1】X と Y との間の請負契約の具体的内容、【2】Y による作り直し指示及び契約の中途解除が不法行為に当たるか、【3】原告に生じた損害等である。

東京地裁は、争点 1 について、Y が X に対し「本件書籍一式の制作を依頼したと評価するのが相当」として X の主張を認めた一方、争点 2 について、「本件解除に至った事情として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないとまでは認め難く、下請法 4 条 2 項 4 号違反該当性の前提を欠くというのが相当」であって、また、「この点を措くとしても、本件書籍の制作は思想や感情を表現する創作活動であり、著者ないし監修者による評価及びその意向に基づき作業を進める必要があることに加え、Y が、X に対し、最終的な合意には至らなかったものの、本件解除時までの実稼稼働分（原文ママ）の業務に対する報酬ないし費用等として約〇〇円の支払を行ったという本件解除後の事情も加味すれば、本件作り直し指示や本件解除が下請法 4 条 2 項 4 号の趣旨に反するとか、本件請負契約に基づく X の業務に対する尊厳を毀損し、X の権利を侵害したとまで評価することはできず、Y による本件作り直し指示及び本件解除が不法行為に当たるとはいえない」として X の主張を退けている（争点 3 については判断するまでもないとしている）。

X は控訴し、控訴審において、民法 641 条に基づく損害賠償、同法 536 条 2 項に基づく報酬支払債務の履行又は同法 634 条 2 号に基づく受益割合に応じた報酬及びこれに対する遅延損害金の請求を予備的に追加している。控訴審の争点は、【1】X と Y の契約内容、【2】X が契約解除までに行った業務、【3】不法行為責任、【4】契約責任（予備的追加請求に係るもの）である。

東京高裁は X の控訴及び予備的追加請求を棄却している。東京高裁は、

裁判所はフリーランスクリエイター（書籍編集者）に対する出版社の下請法違反行為及び当該違反行為を内容とする不法行為の成立を認めるとともに当該不法行為に係る損害賠償請求を認容すべきであるとする法律意見書（岡田）

「Y と X との間で、本件書籍の編集及びマンガ制作に関する業務委託契約が成立し、……上記編集業務の報酬を〇〇万円とする合意が成立したことを認めることができるが、これを超えて、X が Y から本件書籍の制作業務一式を代金〇〇万円で請け負う旨の合意があったと認めることはできない」とした上で、「上記業務委託契約は、下請事業者に対する情報成果物作成委託に当たるから、……（筆者挿入：下請法 3 条の規定にもかかわらず）Y と X との間では契約書が作成されないまま、メールでごく概括的な内容の合意をしたのみで X の業務が開始されているため、X が行うべき業務の内容があらかじめ明確にされていなかった面はある。しかし、……制作業務の一切が X に任されていたわけではなく、……（筆者挿入：上記業務委託契約の成立後における契約当事者間の協議等を通じて）X が行うべき業務の範囲が定められていっており、本件解除がされるまでに X が実際に行った業務の内容は……編集業務の一環とみるべきものととどまることに照らすと、契約書の作成交付がなかったことは X が Y から本件書籍の制作業務一式を請け負ったと評価すべき根拠となるものではない」と判示している。また、東京高裁は、本件書籍の制作業務一式の請負「代金合意があったとは認められない」とした上で、本件解除時までの実稼働分の業務に対する報酬ないし費用等の支払をめぐる本件解除後の「経緯に照らすと、（筆者補正：Y が X に対して）『グロス』での支払を提示したことは、Y と X との間で、X が外注先との関係では自ら発注者となって報酬の支払をすることを前提として、Y から本件書籍の制作業務を一括して請け負う合意があったと認める根拠となるものではない」と判示している。これらの判示と原判決を比べると、控訴審判決では、原判決の認定事実の一部が補正され、補正後の認定事実にも照らして争点に関する判断がなされた結果として、X が Y から請け負った情報成果物作成委託に係る契約内容が「本件書籍一式の制作」から「本件書籍の編集及びマンガ制作に関する業務」へと根本的に変わり、X は外注者との関係では Y から受託した情報成果物作成委託の再委託者に当たらないかのようにされている。そして、東京高裁は、原判

決を引用し、原審の争点 2 及び争点 3 に関する判断をそのまま維持している。

また、X の予備的追加請求 (争点 4: 契約責任) について、東京高裁は、X が「本件書籍の制作業務一式を請け負った事実は認められないし、本件書籍の編集業務やマンガ制作に関する業務として (筆者挿入: 本件解除までに実際に行った内容が「編集業務の一環とみるべきものにとどまること」) のほかにも具体的に行ったことがあるとは証拠上認められない。そして、Y が本件解除をしたことにつき Y の責めに帰すべき事由があったとは認められない」ため、Y が X に対し報酬支払債務 (民法 536 条 2 項) を負うことはなく、Y が X に対し損害賠償 (民法 641 条) 又は受益割合に応じた報酬 (民法 634 条 2 号) として支払うべき額は「本件解除までに X が行ったと認めることができる上記の編集業務及びマンガ制作業務の対価として相当な額を超えるものではない」¹⁾ く、「Y が X に対し既に支払った額を超えるものとは認められない」とし、X の予備的追加請求はいずれも理由がないとして棄却している。

本件に関する事実の 1 つとして、令和 5 年 6 月 21 日、公取委は、本件書籍の制作に係る Y の一連の行為につき下請法 3 条違反及び同法 4 条 2 項 4 号違反のおそれを認定し、Y に対し行政指導を行っている¹⁾。当該一連の行為はフリーランス法の施行前のものであるが²⁾、同法の施行後のものであったならば、X と Y は同法の適用がある事業者であるため、公取委の行政指導は同法に基づき行われたと考えられる³⁾。公取委等が実施したフリー

1) 下請法等改正法 (令和 7 年法律第 41 号) により、令和 8 年 1 月 1 日、下請法は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(略称: 中小受託取引適正化法、通称: 取適法) に改正されている。

2) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (令和 5 年法律第 25 号)。

3) 公取委「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び取適法との適用関係等の考え方」(令和 6 年 5 月 31 日公表、令和 8 年 1 月 1 日改正)。

令和 7 年 6 月以降、公取委は 10 名の事業者に対しフリーランス法違反に係る勧告を行っており、取引条件の明示義務違反 (3 条 1 項) 及び期日における報酬

裁判所はフリーランスクリエイター（書籍編集者）に対する出版社の下請法違反行為及び当該違反行為を内容とする不法行為の成立を認めるとともに当該不法行為に係る損害賠償請求を認容すべきであるとする法律意見書（岡田）

ランスの取引に関する実態調査は、業務委託に係る取引条件の不明示、給付内容の変更、給付内容の変更から生じた費用の負担ゼロといった発注者の行為が蔓延している事実を明らかにしており⁴⁾、不当な給付内容の変更による泣き寝入りを強いられている情報成果物作成委託の受注者たるフリーランスの割合は当該実態調査の対象とされた12業種のワースト2位となっている。

公取委による取適法（旧下請法）の執行において、違反行為に係る行政指導（特に勧告）は、違反行為の対象となった製造委託等代金（旧下請代金）の額、中小受託事業者（旧下請事業者）の数などを総合判断し、中小受託事業者の不利益が重大であると認められる場合等で行われるものであり、全国に存在する膨大な数の製造委託等の委託事業者（旧親事業者）及び中小受託事業者を網羅するものではない。また、取適法違反行為は、同法上の製造委託等に係る契約の私法上の効力を直ちに無効とするものではなく、不法行為を成立させるとは限らないため、違反事業者において損害賠償義務が必ずしも生ずるものではない。したがって、やや極端な見方をすれば、取適法違反行為が中小受託事業者たるフリーランスにおいて金銭的損害を生じたとしても、公取委の行政指導が勧告未滿に止まる場合、損害賠償という民事的救済は望み得ず、勧告が行われ、その事実が公表された場合であっても、当該違反行為による不法行為の成否が民事的救済への道を閉ざしかねない。フリーランスに対する取適法違反行為は、当該違反行為に起因する金銭的損害等の不利益を一方的に押し付け、その回復を著しく困難

支払義務（4条5項）の違反が勧告事案のほぼ全部で認められているほか、勧告事案のほぼ全部が文化芸術・芸能・クリエイティブ分野の事業者に対するものである。取引条件の明示や報酬の支払期日という「適正取引の基本」が当該分野で徹底されていないことを象徴している。詳しくは拙稿「フリーランス法の運用と課題—勧告事案等にみられる特徴を中心に—」公正取引907号（2026）を参照されたい（掲載頁の表記は本稿脱稿時（令和8年3月31日）で未定のため省略）。

- 4) 公取委＝厚労省「フリーランス取引の状況についての実態調査（法施行前の状況調査）結果」（令和6年10月18日）。

にする。以上のことはフリーランス法についても同様である⁵⁾。

情報成果物作成委託に係る取引条件が委託事業者から明示されないまま、当該委託に係る業務が情報成果物の基礎となる著作物の著者等の意向などに基づき遂行されるべきものとされ、委託事業者側の不適法又は不十分な対応に振り回された末に、中小受託事業者としての帰責事由がないにもかかわらず、当該委託に係る契約が委託事業者による費用の負担なく解除される——。このような取引の実施が取適法やフリーランス法の趣旨目的に反する行為であることは明らかであり、前記のような民事的救済の困難はあるものの、取適法やフリーランス法に違反する行為が不法行為を成立させる場合には、中小受託事業者や特定受託事業者であるフリーランスは違反事業者の損害賠償によって救済されるべきである。本稿は、XがYから請け負った情報成果物作成委託に係る契約内容が「本件書籍一式の制作」であること(原判決の認定事実)を前提としたものであるため、当該契約内容は「本件書籍の編集及びマンガ制作に関する業務」であって、Xは外注者との関係ではYから受託した情報成果物作成委託の再委託者に当たらないかのような控訴審判決の認定事実との関係ではほとんど意味を成さないものであるが、文化芸術・芸能・クリエイティブ分野における業務委託の発注者たる組織性のある事業者と受注者たるフリーランスとの取引が適正なものとして行われ、事業者間の公正かつ自由な競争の確保に資するよう、本稿が理論及び実務の発展に向けた検討資料を提供することになれば幸甚である。

5) フリーランス法の実務に携わる弁護士の見解として、報酬の支払期日等(4条)について、「従前の下請法の解釈にかかわらず、端的に私法上の効力を認め、フリーランスは同条2項・4項に基づき、同項に定める報酬支払期日までの報酬支払と、同期日後の遅延損害金の支払を請求できると解釈される可能性は、十分念頭に置いておく必要があると思われる」、「フリーランストラブルについては公正取引委員会・中小企業庁の介入があまり期待でき(ないこと等からすれば)、禁止行為の規制(5条)にも、下請法を超える何らかの私法上の効力が認められる可能性は念頭に置く必要がある」というものがある(池田毅ほか編著『フリーランスとの取引と企業対応』(有斐閣、2025)292頁〔宇賀神崇〕)。

裁判所はフリーランスクリエイター（書籍編集者）に対する出版社の下請法違反行為及び当該違反行為を内容とする不法行為の成立を認めるとともに当該不法行為に係る損害賠償請求を認容すべきであるとする法律意見書（岡田）

以下、本稿の執筆の際に次のとおり編集等を行っていることに注意されたい。

- 法律意見書に記載した固有名詞や金銭の額は、アルファベット又は〇〇との置換でマスキングしている。
- 法律意見書の原判決引用部分について、当該部分の原判決における記載位置を省略又は〇〇〇〇と置換している。

令和 8 年 1 月 26 日

法 律 意 見 書

東京高等裁判所第 2 民事部 御中

青山学院大学法学部教授

岡田 直己

原判決は下請代金支払遅延等防止法(昭和 31 年 6 月 1 日法律第 120 号。以下「下請法」という。)第 4 条第 2 項第 4 号の規定の解釈適用を誤るものであるため取り消されるべきであること、また、そのような法令の解釈適用の誤りがなければ、原判決の認定事実に照らした限りでも、Y の下請法第 3 条第 1 項及び同法第 4 条第 2 項第 4 号の規定に違反する行為があり、当該行為は不法行為に当たるため、Y は当該不法行為によって X に生じた損害を賠償する責任を負うというべきであることを申し述べます。

I 序論

原審裁判所は、本件では「給付を前提とした具体的な給付水準というよりも、給付内容を明確化する前提となる契約内容そのもの(そもそも契約内容に含まれるか)及び下請代金の額自体が問題となっており、発注内容等を明確化し、紛争を事前に予防するという下請法 3 条の趣旨にも照らせば、本件書籍が情報成果物に該当するとの性質を踏まえても、Y の違反の程度は軽視できない」と判示するにもかかわらず、Y が X に対し下請法第 3 条第 1 項の規定に違反して「本件書籍一式の制作」という情報成果物作成委託(下請法第 2 条第 3 項)をしたという事実を軽視し、下請法第 4 条第 2 項第 4 号(不当な給付内容の変更)の規定の解釈を誤り、認定事実に対し誤った解釈を適用している。原判決の認定事実に照らせば、本件解除

裁判所はフリーランスクリエイター（書籍編集者）に対する出版社の下請法違反行為及び当該違反行為を内容とする不法行為の成立を認めるとともに当該不法行為に係る損害賠償請求を認容すべきであるとする法律意見書（岡田）

が下請法第4条第2項第4号の規定に違反するものであることは明らかであって、YがXに支払った約〇〇万円という金員は本件請負契約の解除に係る損害の賠償（民法第641条）として明らかに不十分な額である。本件解除は下請法違反行為として不法行為（民法第709条）を構成するため、YはXに対し、本件解除時までのXの実稼働部分の報酬及びXが本件解除によって被った損害に相当する金員（XがYとの合意に基づき再委託した本件書籍一式の制作に係る「外注者」の本件解除時までの実稼働分の報酬）を支払う義務を負うというべきである。

以下、本件請負契約に基づく情報成果物作成委託（以下「本件業務委託」という。）が下請法第3条第1項の規定に違反するものであることは公取委の認定及び指導から明らかであるため、同法第4条第2項第4号の規定の解釈及び適用並びにYの同法第3条第1項及び第4条第2項第4号の規定に違反する行為が不法行為に当たることについて論ずる。

Ⅱ 下請法第4条第2項第4号の規定の解釈及び適用

1 裁判所が審理し判断すべき事実は「本件作り直し指示」ではない

公取委が「本件書籍の制作にかかるYの一連の行為につき下請法3条の規定に違反する行為……を認定し、Yに対して指導を行った」という事実が認められるところ、序論でも指摘したとおり、原審裁判所は、本件では「給付を前提とした具体的な給付水準というよりも、給付内容を明確化する前提となる契約内容そのもの（そもそも契約内容に含まれるか）及び下請代金の額自体が問題となっており、発注内容等を明確化し、紛争を事前に予防するという下請法3条の趣旨にも照らせば、本件書籍が情報成果物に該当するとの性質を踏まえても、Yの違反の程度は軽視できない」と判示し、本件業務委託が下請法第3条第1項の規定に違反するものであるという事実を重くみている。Xが原審で主張しているとおり、Yとの間で「契約内容について紛争が生じているのはそのため（筆者挿入：Yの下請法第3条第1項の規定に違反する行為のため）であるから、契約内容が不明確であ

ることが、Xに不利に考慮されるべきではない」ことは当然であるが、本件業務委託が下請法第3条第1項の規定に違反して行われている以上、Yが委託した給付の内容について「本件書籍一式の制作」よりも具体的なものとして明らかにすることは困難ないし不可能であると考えられ、また、後記のとおり、そのような困難ないし不可能は本件解除が下請法第4条第2項第4号の規定に違反するものであるという判断に何ら影響を及ぼさない。

本件業務委託が下請法第3条第1項の規定に違反して行われている以上、本件作り直し指示が下請法第4条第2項第4号(不当な給付内容の変更)に当たるか否かの判断の基礎となる事実は存在しない。原審裁判所は「本件作り直し指示の直前の時点でX及び外注者が制作していた一定の成果物と、本件作り直し指示の趣旨を踏まえ同指示後に制作されたそれとは内容面において異なるものであり、X及び外注者に一定の作業を生じさせるものであったと認められるから、その意味において、下請法4条2項4号違反(給付内容の変更)の該当性が問題となり得る」としているが、本件業務委託が下請法第3条第1項の規定に違反して行われている以上、本件作り直し指示の対象である「本件書籍のシナリオ等」が本件業務委託の発注時に給付の内容として一定程度具体的に定められていたとは到底言えないため、「一定の成果物(の)内容面」が本件作り直し指示の前後で異なるという事実を摘示したり、そのような相違の原因が「原告及び外注者に一定の作業を生じさせ」たことにあるという事実を挙げたりすることは、給付内容の変更に当たり得るという評価の根拠となり得ない。原審裁判所は前記引用の「意味において」(本件作り直し指示が不当な給付内容の変更に当たるか否かという意味において)下請法第4条第2項第4号の規定を適用しているが、給付内容の変更に当たり得るとすべき評価根拠事实在存在しない以上、そのような法令の適用は誤りというべきである。

なお、付言すれば、本件作り直し指示及び本件解除の約2年後である令和5年6月21日、公取委が「本件書籍の制作に係るYの一連の行為につ

裁判所はフリーランスクリエイター（書籍編集者）に対する出版社の下請法違反行為及び当該違反行為を内容とする不法行為の成立を認めるとともに当該不法行為に係る損害賠償請求を認容すべきであるとする法律意見書（岡田）

き……（下請法）4条2項4号の規定に違反するおそれがある行為であると認定し、Yに対して行政指導を行った」という事実はあるが、本件作り直し指示との関係では、当該行政指導が違反行為の「おそれ」に止まる理由は前記のような評価根拠事実の不存在に尽きるため、公取委による法令の適用は妥当である。

2 裁判所が審理し判断すべき事実は「本件解除」である

裁判所が審理し判断すべきことは、本件解除が下請法第4条第2項第4号の規定に違反する行為であるか否かである。以下、同法同号に規定する不当な給付内容の変更の要件に関する解釈を明らかにした上で、原審裁判所の認定事実に適用し、本件解除が同法同号の規定に違反する行為であることを論ずる。

(1) 行為要件

ア 解釈

下請法第4条第2項第4号に規定する「下請事業者の給付の内容を変更させること」とは、給付の受領前に、いわゆる3条書面に記載されている委託内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせることであり（下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（全部改正：平成15年12月11日公取委事務総長通達第18号、最終改正：令和6年5月27日公取委事務総長通達第4号。以下「下請法運用基準」という。）第4の8(1))、発注を取り消すこと（契約の解除）も該当する（公取委＝中企庁「下請取引適正化推進講習会テキスト」（令和6年11月、以下「下請法講習会テキスト」という。）86頁）。

イ 適用

令和3年「9月10日、（本件書籍に関する業務担当者である）yは、Xに対し、……本件請負契約を解除する旨通知した」及び「Xは（本件解除後

に) 本件書籍の外注者に対し、本件請負契約が Y により解除されたことを通知した」という原判決の認定事実から、本件解除が発注の取消し(契約の解除)に当たることは明らかである。

(2) 不当性要件

ア 解釈

はじめに、下請法第 4 条第 2 項第 4 号に規定する不当な給付内容の変更の解釈である。下請法第 4 条第 2 項第 4 号に違反する給付内容の変更とは、当該変更が「下請事業者の責めに帰すべき理由がない」のに行われることにより、「下請事業者の利益を不当に害」することである(下請法運用基準・第 4 の 8 (1))。給付内容の変更は、下請事業者がそれまでに行った作業が無駄なものとするため、親事業者が当該作業に係る費用を負担しないことは「下請事業者の利益を不当に害」することとなる(下請法運用基準・第 4 の 8 (2))。このことの反対解釈として、親事業者が給付内容の変更に必要な費用を負担するなどにより、「下請事業者の利益を不当に害」しないと認められる場合には、下請法第 4 条第 2 項第 4 号の問題とはならない(同前)。

「下請事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、親事業者が費用を全く負担することなく、下請事業者に対して給付内容を変更させることが認められるのは、以下の 2 つの場合に限られており(下請法運用基準・第 4 の 8 (3) 及び下請法講習会テキスト 86 頁)、これらの場合は下請法第 4 条第 2 項第 4 号の規定に違反しない。

- ① 給付を受領する前に、下請事業者の要請により給付内容を変更する場合
- ② 給付を受領する前に下請事業者の給付内容を確認したところ、給付内容が 3 条書面に明記された委託内容とは異なること又は下請事業者の給付に瑕疵等があることが合理的に判断され、給付内容を変更させる

裁判所はフリーランスクリエイター（書籍編集者）に対する出版社の下請法違反行為及び当該違反行為を内容とする不法行為の成立を認めるとともに当該不法行為に係る損害賠償請求を認容すべきであるとする法律意見書（岡田）

場合

なお、次のいずれかに該当する場合は、親事業者が費用の全額を負担することなく、下請事業者の給付内容が委託内容と異なること又は瑕疵等があることを理由として給付内容の変更を要請することは認められない（下請法運用基準・第4の8(3)及び下請法講習会テキスト87頁）。

- ③ 下請事業者の給付の受領前に、下請事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず、親事業者が正当な理由なく仕様を明確にせず、下請事業者に継続して作業を行わせ、その後、給付内容が委託内容と異なるとする場合
- ④ 取引の過程において、委託内容について下請事業者が提案し、確認を求めたところ、親事業者が了承したので、下請事業者が当該内容に基づき製造等を行ったにもかかわらず、給付内容が委託内容と異なるとする場合

情報成果物作成委託では、親事業者の価値判断等により評価される部分があり、事前に委託内容として給付を充足する十分条件を明確に3条書面に記載することが不可能な場合がある。このような場合、親事業者が給付内容の変更等をさせるに至った経緯等を踏まえ、給付内容の変更等の費用について下請事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、当該割合を負担すれば、給付内容の変更等をさせることは下請法上問題とされない。ただし、親事業者が一方的に負担割合を決定することにより下請事業者に不当に不利益を与えることは認められず、また、給付内容の変更等が前記の③又は④に該当する場合、親事業者が費用の全額を負担することなく、下請事業者の給付内容が委託内容と異なること又は瑕疵等があることを理由として給付内容の変更等を要請することは認められず、それぞれ下請法第4条第2項第4号の規定に違反する（下請法運用基準・第4の8(4)及び下請法講習会テキスト87頁）。また、情報成果物作成委託の

下請事業者が作業遅延によって 3 条書面で明示された納期を守らない場合について、親事業者が下請事業者との合意の上で給付内容を変更することは、当該変更が下請事業者に対し実質的に損害を生じさせるものでなければ下請法第 4 条第 2 項第 4 号の規定に違反しないが、合意がないなど、実質的に損害を生じさせるときは、同法同号の規定に違反する（下請法講習会テキスト・Q104）。

次に、給付内容の変更が発注の取消し（契約の解除）として行われる場合における下請法第 4 条第 2 項第 4 号の規定の解釈である。同法同号と同様の規定であるフリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号））第 5 条第 2 項第 2 号の規定の解釈として、特定業務委託事業者（フリーランス法第 2 条第 6 項；下請法上の親事業者に相当）が特定受託事業者（フリーランス法 2 条 1 項；下請法上の下請事業者に相当）に対し 1 か月以上の期間の業務委託を行った後、「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」がないのに、給付内容の変更たる発注の取消し（契約の解除）を行い、特定受託事業者のそれまでの作業を無駄なものとした場合において、特定業務委託事業者が当該作業に係る費用を負担しないときは、「特定受託事業者の利益を不当に害」し、フリーランス法第 5 条第 2 項第 2 号の規定に違反する（公取委＝厚労省「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」（令和 6 年 5 月 31 日公表、令和 7 年 10 月 1 日最終改正）第 2 部第 2 の 2 (2) キ (ウ) 及び公取委等『「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（案）」等に対する意見の概要及びそれに対する考え方」（令和 6 年 5 月 31 日）2-3-68）。このことの反対解釈として、特定業務委託事業者が当該費用を負担するなどにより、特定受託事業者の利益を不当に害しないと認められる場合は、フリーランス法第 5 条第 2 項第 2 号の規定に違反しない。また、当該費用の負担に関する下請法の解釈として、下請事業者が給付の目的物の作成に必要な人員等を手配していた場合、親事業者は、下請事業者が当該人員等に係る契約を解約できず、やむを得ず負担することとなった部分を負担すれば足

裁判所はフリーランスクリエイター（書籍編集者）に対する出版社の下請法違反行為及び当該違反行為を内容とする不法行為の成立を認めるとともに当該不法行為に係る損害賠償請求を認容すべきであるとする法律意見書（岡田）

りのではなく、「結果として下請事業者が負担することとなった費用」を「全て負担」しなければ、「下請事業者の利益を不当に害」することに当たり、下請法第4条第2項第4号の規定に違反する（下請法講習会テキスト・Q106）。

イ 適用

YがXに対し下請法第3条第1項の規定に違反して本件業務委託を行っており、「下請法3条の趣旨にも照らせば、本件書籍が情報成果物に該当するとの性質を踏まえても、Yの違反の程度は軽視できない」ことは原判決のとおりである。そのような重くみるべき下請法違反行為があることを前提として、原判決の認定事実に対し前記Ⅱ2（2）アで示した解釈を適用し、本件解除が下請法第4条第2項第4号の規定に違反するものであることを論ずる。

（ア）「下請事業者の責めに帰すべき理由」がないこと

原審裁判所は「本件解除に至った事情として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないとまでは認め難く、下請法4条2項4号違反該当性の前提を欠くというのが相当である」と判示しているが、原判決の認定事実に対し前記Ⅱ2（2）アで示した解釈を適用すれば、本件解除はXという「下請事業者の責めに帰すべき理由」がないにもかかわらず行われたものと判断されるべきである。

第一に、前記Ⅱ2（2）ア記載の①について。原判決の認定事実によれば、YがXに対し本件作り直し指示を行っている一方、XがYに対し本件作り直し指示よりも前に給付内容の変更を要請した事実はない。ここで特に注目すべき事実は、本件作り直し指示の理由として、本件書籍の著者ないし監修者Aが「自分の要望するプロットとは基本的に噛み合っておらず、また、著者に対してアイデア出しを求められることについても負担感がある」という苦情を訴えていることである。このような苦情が本件作り直し

の理由であることは、本件書籍のシナリオ（プロット）が A の意見や要望に沿って作成されるべきものとされていることを裏付けるものであるため、給付内容の変更が X の要請によって行われるという状況は想定し得ない。また、本件作り直し指示後において、X と y は「再度のシナリオ（プロット）の作成方法や作業工程について協議を重ね」、X は「いくつかの案について y を通じて提案し」、y は当該提案について「A の意向を確認して返信」しているが、このような協議等のやりとりは、X が本件作り直し指示後において Y や A の意向に沿った作業を行えるようにするためのものであって、X による給付内容の変更の要請には当たらない。

第二に、前記Ⅱ2(2)ア記載の②について。本件業務委託が下請法第3条第1項の規定に違反して行われている以上、X の給付内容が「3 条書面に明記された委託内容とは異なること」を判断することは不可能であるほか、X の「給付に瑕疵等があることが合理的に判断され」る状況を想定することも不可能である。令和3年5月25日、X は y を通じて A に対し本件書籍のシナリオ（プロット）案を提出し、同年5月下旬から6月下旬にかけて、A は X らに対し当該シナリオ（プロット）案に関する意見や要望を述べているが、A の意見や要望は、X の給付内容となるべきものを具体化し得ると評価できるとしても、Y が X に対し3条書面を交付していない以上、X の「給付に瑕疵等があることが合理的に判断」できるか否かの基準となるものではない。

第三に、前記Ⅱ2(2)ア記載の③について。本件作り直し指示が「自分の要望するプロットとは基本的に噛み合っておらず、また、著者に対してアイデア出しを求められることについても負担感がある」という A の苦情を理由とするものであることは前記のとおりであるため、X が Y に対し本件業務委託の内容を明確にするよう求めることは、Y 側から本件作り直し指示という行為を伴って明確に拒絶されている。したがって、Y がシナリオ（プロット）の仕様を明確にしていないこと自体も問題であるが、Y（及び A）が、X による仕様の明確化の求めを拒絶した上で、X に継続して作

裁判所はフリーランスクリエイター（書籍編集者）に対する出版社の下請法違反行為及び当該違反行為を内容とする不法行為の成立を認めるとともに当該不法行為に係る損害賠償請求を認容すべきであるとする法律意見書（岡田）

業を行わせ、その後、給付内容が委託内容と異なるとして給付内容の変更たる本件解除を行うことは、Xの費用の全額を負担しなければ下請法上認められない。

第四に、前記Ⅱ2（2）ア記載の④について。本件作り直し指示後である令和3年7月下旬、Xとyは「再度のシナリオ（プロット）の作成方法や作業工程について協議」し、XはAに対し「いくつかの案についてyを通じて提案し」、yは「Aの制作協力者であるaを通じ、Aの意向を確認して返信」している。その後、同年8月28日、Xはyに対し「第1章のシナリオをプロット化したもの」を提出したが、同月30日、yがXに対し、「提出が遅いことを指摘し、本件書籍の設定として、〇〇〇〇を舞台とした場合の展開が難しいというのであれば、原告から具体的な提案が欲しいこと、このペースでは制作に時間がかかりすぎるという趣旨の懸念を伝えた」ところ、Xは「シナリオライターが重度のうつ病に罹患していたこと等を作業遅延の理由として述べ」ている。このようなやりとりの経緯及びその内容からは、Xの提案は、本件業務委託の内容の明確化が本件作り直し指示によって拒絶されていることを前提として、再度のシナリオ（プロット）の作成方法や作業工程について、Aの意向を確認するために行われたものであるといえる。換言すれば、Xの提案は、本件業務委託の内容に関するものではなく、再度のシナリオ（プロット）の作成方法や作業工程がAの意向に沿うものであるか否かという適合性の確認を目的としたものである。したがって、yがXに対し「〇〇〇〇を舞台とした場合の展開が難しいというのであれば、原告から具体的な提案が欲しい」と要望した事実からは、Xの提案の一部がYの確認及び了承を得たことが窺われるが、Xの提案が本件業務委託の内容に関するものではない以上、給付内容が委託内容と異なるとして給付内容の変更たる本件解除を行うことは、Xの費用の全額を負担しなければ下請法上認められない。3条書面の交付がなされていない以上、Xの提案が本件業務委託の内容に関するものであったというYの抗弁は許されるべきでない。

第五に、Xの作業遅延と本件解除の関係について。Xの作業が令和3年7月下旬から8月下旬にかけて遅延した後、本件書籍の当初の発売予定日である令和3年8月11日より20日以上遅い同年9月上旬になって初めて、yはXに対し、本件書籍の「年内の出版を目指している旨伝え」た上で、同月9日までの間に「最終的に令和4年3月発売予定でなんとか対応できるというレベルでは契約を維持することはできないこと及び制作期間がより短いスタッフに変更する可能性についても示唆」し、翌10日には本件書籍の「出版までのスケジュールの問題及び原告とのやり取りがスムーズにいなかった点等を指摘し」て本件解除を通知している。前記Ⅱ2(2)アのとおり、情報成果物作成委託の下請事業者が作業遅延によって3条書面で明示された納期を守らない場合、親事業者が当該下請事業者に対し給付内容を変更すること（発注の取消し（契約の解除）を含む）は、当該変更に係る合意が当事者間にないなど、当該下請事業者に対し実質的に損害を生じさせるときは、下請法第4条第2項第4号の規定に違反する。本件では、本件業務委託の給付の納期が3条書面の不交付ゆえに明示されていないほか、本件解除はXとの合意に基づく行為ではないため、下請法第4条第2項第4号の規定に違反することは明らかである。

以上、第一から第五までのとおり、給付内容の変更たる本件解除は、Xという「下請事業者の責めに帰すべき理由」がないものであるため、不当な給付内容の変更に当たり、下請法第4条第2項第4号の規定に違反するものである。

(イ) Yに対する公取委の行政指導が本件解除の下請法第4条第2項第4号違反を否定するものではないこと

親事業者が給付内容の変更を行った場合における費用の負担の要否に関する下請法第4条第2項第4号の規定の解釈は前記Ⅱ2(2)アのとおりである。また、下請事業者が給付の目的物の作成に必要な人員等を手配していた場合であって、親事業者が給付内容の変更たる発注の取消し（契約の

裁判所はフリーランスクリエイター（書籍編集者）に対する出版社の下請法違反行為及び当該違反行為を内容とする不法行為の成立を認めるとともに当該不法行為に係る損害賠償請求を認容すべきであるとする法律意見書（岡田）

解除）を行ったときは、「結果として下請事業者が負担することとなった費用」を「全て負担」しなければ、「下請事業者の利益を不当に害」することに当たり、下請法第4条第2項第4号の規定に違反することも、前記Ⅱ2（2）アのとおりである。

公取委が「本件書籍の制作にかかるYの一連の行為につき下請法……第4条第2項第4号の規定に違反するおそれがある行為であると認定し、Yに対して指導を行った」という事実が認められているが、公取委の認定が同法同号の規定に「違反するおそれがある行為」に止まった理由は、YがXに対し「本件書籍の編集制作費等として〇〇円を支払った」という事実に認めることができる。本件解除がXという「下請事業者の責めに帰すべき理由」はないのに行われ、Xという「下請事業者の利益を不当に害」するか否かを判断するに当たって、本件では3条書面が交付されていない以上、Xの給付内容、下請代金の額（筆者注記：Xがyとの間で合意した額（原判決・〇〇〇〇は3条書面不記載の非公式のものである。）、支払期日及び支払方法その他の事項の全部が不明であるため、公取委はYが負担すべきXの費用を特定することができなかつたと考えられる。殊更、本件業務委託のような情報成果物作成委託の場合、前記Ⅱ2（2）ア記載の③④の解釈適用が問題となるが、本件では3条書面が交付されていない以上、公取委は、Yが負担すべきXの費用の全額が〇〇円であるか否かを断定することはできない一方、Xの費用を全く負担しなかつたわけでもないため、行政調査の結果として、本件解除が下請法第4条第2項第4号の規定に違反する行為であるとまでは認定せず、「違反するおそれがある行為」という認定に止めたと考えられる。

しかし、原判決の認定事実及び筆者がこれまでに論じたところによれば、下請法第4条第2項第4号の規定の適用が「違反するおそれがある行為」という判断に止まったことは、本件解除が同法同号の規定に違反するという評価を左右しない。本件業務委託について、Xは、yの依頼によって「ライターや画家」という外注者に対し「自ら連絡を取り本件書籍に関する

各業務を依頼」し、「以後、外注者に対しては、原告が連絡を行って」おり、y との間で本件書籍の制作費について「作家への報酬額〇〇円、シナリオライターへの報酬額〇〇円、(本文)ライターへの報酬額〇〇円、本文デザインと DTP にかかる費用〇〇円、X 自身の編集費〇〇円、経費〇〇円の合計〇〇円とすることについて合意した」上で、シナリオ(プロット)案の作成等の業務を行い、本件作り直し指示や本件解除の際は外注者に対しその旨を伝達している一方、y は本件解除の通知と合わせて「X やシナリオライターについて、その時点(筆者挿入：本件解除の通知時点)までの実稼働部分に関するギャラの金額の提示をするよう原告に指示し」していることが明らかになっている。また、X と y の間で行われた協議の結果、Y は X に対し「グロス〇〇円(税別)をお支払いできます」として支払金額の提案を行ったが、X が外注者から実稼働分として請求された報酬の総額は〇〇円である。このような経緯及びその内容からは、Y が本件解除の際に X 及びその外注者に対し実稼働部分に関するギャラ(報酬額、編集額及び経費)を支払うべきであると認識していたことは明らかである。また、〇〇円という外注者請求の報酬総額は、X が y との間で合意した外注者の報酬総額である〇〇円を若干上回っているため、外注者の「本件書籍に関する各業務」は本件解除時までに遂行されていた又は外注者の労務供給量が外注当初の見積りよりも増加していたことが窺われる。X の実稼働部分の報酬が作業遅延等の事情によって y との間で合意した〇〇円よりも少なくなることはあり得るとしても、Y が X に対し提案した支払金額である税別〇〇円は、外注者請求の報酬総額の約 15 % に過ぎない額であるため、〇〇円であれ〇〇円であれ、給付内容の変更たる発注の取消し(契約の解除)を行った Y において、本件解除の「結果として下請事業者が負担することとなった費用」を「全て負担」しておらず、「下請事業者の利益を不当に害」することに当たり、下請法第 4 条第 2 項第 4 号の規定に違反するといえる。

裁判所はフリーランスクリエイター（書籍編集者）に対する出版社の下請法違反行為及び当該違反行為を内容とする不法行為の成立を認めるとともに当該不法行為に係る損害賠償請求を認容すべきであるとする法律意見書（岡田）

（ウ）原判決の法令の解釈適用が誤りであること

下請法第4条第2項第4号の解釈、原判決の認定事実、筆者がこれまでに論じてきた当該認定事実に対する同法同号の解釈適用をふまえて、原判決の法令の解釈適用が誤りであることを論ずる。

①「本件解除に至った事情」は下請法第4条第2項第4号違反該当性の前提を欠くという判断が誤りであること

原審裁判所は、「本件解除に至った事情として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないとまでは認め難く、下請法4条2項4号違反該当性の前提を欠くというのが相当である」と判示しており、その理由として、「本件書籍のシナリオないしプロットの制作過程で、Xから提案された内容や具体的な進め方等が著者ないし監修者であるAの要望等に必ずしも沿わない面があったことは否定でき」ないこと（以下「理由1」）、Xが本件作り直し指示後において本件書籍の出版の「スケジュール面においても、Yの要望に応えることができない状況に至ったことなどが認められ」ること（以下「理由2」）、「その後、概ねYの要望に沿うスケジュールで、Yが新たに委託した制作陣により本件書籍の出版に至っていること」（以下「理由3」）を挙げている。しかし、以下のとおり、いずれの理由も前記の判示を導くものではなく失当である。

原審裁判所は原判決・〇〇〇〇記載の認定事実を挙げて理由1を判示しているが、Xの提案内容等がAの要望等に必ずしも沿わない部分を含んでいたことの原因は、3条書面の不交付、YにおけるAの要望等の不十分な把握に基づく本件業務委託の発注、Aが「著者に対してアイデア出しを求められることについても負担感がある」としてXへの協力を拒絶したことなど、Y側の不適法又は不十分な対応にあるというべきであり、理由1は本件解除に至った事情についてXに対する不当な責任転嫁となっている。原判決・〇〇〇〇記載の認定事実によれば、Xは、本件業務委託の発注が行われたとみられる令和3年5月6日の19日後（同月25日）には、外注

者との打合せを踏まえて本件書籍のシナリオ（プロット）案をY側に提出し、同月下旬から翌月下旬にかけて、Aに対し電子メールで意見等を求めるとともに、Aから意見や要望を受けた上で、本件書籍の第1章から第4章までのプロット案をY側に提出し、その後、「Aの反応」を約3週間待たされるととなり、同年7月19日、「自分の要望するプロットとは基本的に噛み合っておらず、また、著者に対してアイデア出しを求められることについても負担感がある」というAの苦情を理由とした本件作り直し指示を受けている。このような経緯にXの落ち度や債務不履行は見当たらず、むしろ、Xは、「Aのみに電子メールを送信しないよう依頼」されたように、Aに対し積極的に意見を求めることが抑止されたり、「Aの反応」を得るまでに約3週間も待たされたりしており、3条書面の交付さえ受けていない状況でY側から不当な扱いを受けているというべきである。

また、原審裁判所は原判決・〇〇〇〇記載の認定事実を挙げて理由2を判示しているが、本件作り直し指示後である令和3年9月上旬、Xがyから伝えられた本件書籍のスケジュールに関する意向は「（筆者挿入：当初の令和3年8月11日発売予定ではなく）年内の出版を目指している」という曖昧なものであるところ、このような出版予定時期の変更が同年「12月にAが出演するテレビ番組の放送予定があ（り）」、本件書籍の売れ行きに影響する」というY側の一方的な理由によるものであることも看過されるべきでない。このような一方的な理由による出版予定時期の変更がXに伝達されてから数日間、Xがyとの間で「本件書籍のシナリオ（プロット）案の策定方針やスケジュール等について、何度も協議を重ね」ても整わなかったにもかかわらず、同月9日にはyがXに対し「制作期間がより短いスタッフに変更する可能性（筆者挿入：本件業務委託に係る契約の解除の可能性）」についても示唆し、翌10日には本件解除に及んでいることは、YがXの本件作り直し指示を受けたという事情を十分に斟酌せず、Yの都合のみで本件解除を通知したというべきである。

さらに、原審裁判所は原判決・〇〇〇〇記載の認定事実を挙げて理由3

裁判所はフリーランスクリエイター（書籍編集者）に対する出版社の下請法違反行為及び当該違反行為を内容とする不法行為の成立を認めるとともに当該不法行為に係る損害賠償請求を認容すべきであるとする法律意見書（岡田）

を判示しているが、理由３は、XとYとの取引に係る事実をいうものではないため、そもそも本件解除に係る「下請事業者の責めに帰すべき理由」に該当し得ない。むしろ、本件作り直し指示後に「概ねYの要望に沿うスケジュールで、Yが新たに委託した制作陣により本件書籍の出版に至っている」ことは、理由２及び理由３に係る認定事実と総合して評価すれば、本件解除がXという「下請事業者の責めに帰すべき理由」が全くないのに行われたものであることを証明するものである。

新制作陣は本件解除後の令和３年９月中旬以降にYから本件書籍の制作に係る業務を受注し、本件書籍は令和４年１月〇〇日に出版されていることから、「概ねYの要望に沿うスケジュールで」本件書籍の制作に係る業務を遂行しても、４か月以上の時間を要している。その一方で、YはXに対し、３条書面を交付せずに、令和３年８月１１日発売予定の本件書籍の制作に関する打診を同年５月６日に行っており、新制作陣の場合よりも１か月以上短い時間で業務を遂行するよう求めている。Yが新制作陣に対し本件書籍の制作を依頼する際は、XやAとの従前のやりとりから、Aの要望等に沿ったシナリオ（プロット）の作成方法や作業工程が一定程度明らかになっていたと考えられるが、新制作陣がそのような作成方法等で業務を遂行してもなお、本件書籍の出版に４か月以上の時間を要しているという事実は看過されるべきでない。Xの場合、３条書面が交付されず、令和３年６月下旬に提出した本件書籍の第１章から第４章までのプロット案に対するAの反応は同年７月１９日の本件作り直し指示まで示されず、さらには、本件作り直し指示後のシナリオ（プロット）の作成方法等に関するAの意向も同年７月下旬まで示されなかったという事実を鑑みれば、Xに対し本件業務委託の発注が行われたとみられる令和３年５月６日の時点で約３か月後の発売予定日に間に合うよう納品することを求めるのは、Xに対し無理を強いるものというべきである。新制作陣による本件書籍の出版が４か月以上を要しているにもかかわらず、Xは３か月程度（令和３年５月６日～８月１１日）で本件業務委託を遂行することが可能であるなどとする事

は、原判決の認定事実の全体に照らせば到底許されないことである。

以上のとおり、理由 1 から理由 3 までの全部が失当であって、原判決・○○○○記載の法令の解釈適用は誤りであるため、控訴審判決によって取り消されるべきである。

②本件解除が下請法第 4 条第 2 項第 4 号の趣旨に反しないという判断が誤りであること

原審裁判所は、「本件書籍の制作は思想や感情を表現する創作活動であり、著者ないし監修者による評価及びその意向に基づき作業を進める必要があることに加え、Y が、X に対し、最終的な合意には至らなかったものの、本件解除時までの実稼稼働分(原文ママ)の業務に対する報酬ないし費用等として約○○円の支払を行ったという本件解除後の事情も加味すれば、……本件解除が下請法 4 条 2 項 4 号の趣旨に反するとか、本件請負契約に基づく X の業務に対する尊厳を毀損し、X の権利を侵害したとまで評価することはできず、……本件解除が不法行為に当たるとはいえない」と判示している。しかし、ここでは不法行為の該当性は措くとして、以下のとおり、下請法第 4 条第 2 項第 4 号の規定の趣旨に反しないという判断は失当である。

本件書籍の制作が「思想や感情を表現する創作活動であり、著者ないし監修者による評価及びその意向に基づき作業を進める必要がある」ものであることは是認できる。しかし、前記のとおり、本件書籍のシナリオないしプロットに関する X の提案内容等が著者ないし監修者である A の要望等に必ずしも沿わない部分を含んでいたことの原因は、3 条書面の不交付、Y における A の要望等の不十分な把握に基づく本件業務委託の発注、A が「著者に対してアイデア出しを求められることについても負担感がある」として X への協力を拒絶したことなど、Y 側の不適法又は不十分な対応にあるというべきである。著者ないし監修者による評価及び意向に基づいた創作活動が本件請負契約の請負人たる X において行われるべきというならば、

裁判所はフリーランスクリエイター（書籍編集者）に対する出版社の下請法違反行為及び当該違反行為を内容とする不法行為の成立を認めるとともに当該不法行為に係る損害賠償請求を認容すべきであるとする法律意見書（岡田）

本件請負契約の注文者であって下請法上の親事業者でもある Y においては、A の要望等を十分に把握した上で、3 条書面及び当該要望等の説明文書の交付その他の方法を以て X に対し本件業務委託を行い、Y 側たる A においては、X が提出するプロット案等に対する意見や要望の提示（「アイデア出し」を含む）を積極的に行うべきである。Y 側において当然求められるこれらの行為が原判決の認定事実でないことに加えて、本件作り直し指示が「著者に対してアイデア出しを求められることについても負担感がある」という A の非協力的姿勢を基礎として行われている事実は、本件解除が下請法第 4 条第 2 項第 4 号の規定の趣旨に反するか否かを判断するに当たって軽視されるべきでない。本件業務委託が創作活動を当然に伴うにもかかわらず、3 条書面さえ交付されず、A の意見や要望も X に対し都度伝達されているのみであることから、本件業務委託の実態は X に対するいわば丸投げというべきものになっているほか、X が Y 側に提出した本件書籍の第 1 章から第 4 章までのプロット案についてみれば、A は要望等を何ら伝達しないまま「仕切り直しを求め」ており、X は自らの提案内容等に対し A の要望等を反映させる機会さえ与えられていない。このような事情があるにもかかわらず、X の提案内容等が A の要望等に必ずしも沿わない部分を含んでいたという事情を X にとって不利なものとして評価することは、情報成果物作成委託の受託者に対し過酷を強いるものであって、到底容認されるべきことでない。

また、「Y が、A に対し、最終的な合意には至らなかったものの、本件解除時までの実稼稼働分（原文ママ）の業務に対する報酬ないし費用等として約〇〇円の支払を行ったという本件解除後の事情」については、前記 II 2 (2) イ (イ) で論じたとおり、給付内容の変更たる発注の取消し（契約の解除）を行った Y において、本件解除の「結果として下請事業者が負担することとなった費用」を「全て負担」しておらず、「下請事業者の利益を不当に害」することに当たり、下請法第 4 条第 2 項第 4 号の規定に違反するというべきである。

以上のとおり、原判決・〇〇〇〇における法令の解釈適用は誤りであるため、控訴審判決によって取り消されるべきである。

Ⅲ 不法行為の該当性及び X に生じた損害

原審裁判所は、「本件解除が下請法 4 条 2 項 4 号の趣旨に反するとか、本件請負契約に基づく X の業務に対する尊厳を毀損し、X の権利を侵害したとまで評価することはできず、……本件解除が不法行為に当たるとはいえない」と判示し、X に生じた損害等について判断するまでもないとしている。しかし、以下のとおり、本件解除は不法行為に当たるため、X の損害賠償請求は認容されるべきであって、Y は X に対し当該不法行為と相当因果関係のある損害を賠償しなければならないというべきである。

1 本件解除が不法行為に当たること

(1) Y の下請法第 3 条第 1 項の規定に違反する行為が不法行為に当たること

下請法第 3 条第 1 項の規定に違反する行為は、親事業者が下請事業者に対し情報成果物作成委託に係る 3 条書面と部分的に代替し得る書面を交付し、当該委託に係る給付の納品日及び納品件数が当該下請事業者の提案によって定められている場合には、同条の趣旨に照らして不当性が強いものとはいえず、当該委託に係る契約は公序良俗に反する法律行為として無効とはいえないため、当該契約における代金額の定めは有効であり、商法第 512 条の規定による相当報酬の不払いにつき不法行為は成立しないと判示した裁判例がある（東京地判令和元年 10 月 25 日判例集未登載・平成 28 年（ワ）第 36721 号及び平成 29 年（ワ）第 11537 号）。これを反対解釈すれば、親事業者が情報成果物作成委託に係る 3 条書面と部分的にでも代替し得る書面を交付せず、納品日等が下請事業者の提案によって定められていない場合には、下請法第 3 条第 1 項の規定に違反する行為は同条の趣旨に照らしてその不当性が強く、当該委託に係る契約は公序良俗に反する法律行為

裁判所はフリーランスクリエイター（書籍編集者）に対する出版社の下請法違反行為及び当該違反行為を内容とする不法行為の成立を認めるとともに当該不法行為に係る損害賠償請求を認容すべきであるとする法律意見書（岡田）

として無効といえるため、商法第 512 条の規定による相当報酬の不払いにつき不法行為は成立する。また、下請事業者が親事業者の依頼に基づき情報成果物作成委託に係る業務の一部を外注者へ再委託している場合には、当該下請事業者が受け取るべき相当報酬は当該外注者の受け取るべき相当報酬を含むものと解される。

以上の解釈を原判決の認定事実に適用すると、Y が X に対し 3 条書面やそれと部分的にでも代替し得る書面を交付したこともなければ、X が Y に対し本件書籍に係る給付の納品日等を提案したこともないため、Y の下請法第 3 条第 1 項の規定に違反する行為は同条の趣旨に照らしてその不当性が強く、それゆえに、本件業務委託に係る契約は公序良俗に反する法律行為として無効といえるため、商法第 512 条の規定による相当報酬の不払いにつき Y の不法行為は成立する。また、Y の受け取るべき相当報酬は、本件業務委託に係る外注者の受け取るべき相当報酬（本件業務委託の再委託に係る実稼働部分の報酬）を含む。

なお、原判決の認定事実によれば、X は y との間で「本件書籍の制作費」について合意しているが、当該合意は、本件業務委託が発注されたとみられる令和 3 年 5 月 6 日の約 2 か月後のものであって、本件書籍の当初発売予定日（同年 8 月 11 日）から想定できる本件業務委託に係る給付の納期（遅くとも同年 7 月末日）の約 1 か月前になされたものであり、本件業務委託の発注時に明示された下請代金の額であるとみることができないため、本件業務委託に係る契約が公序良俗に反する法律行為として無効であるという評価を打ち消す事情としてみるべきものではない。

(2) Y の下請法第 4 条第 2 項第 4 号の規定に違反する行為が不法行為に当たること

下請法第 4 条の規定に違反する行為は、当該行為につき親事業者と下請事業者との間に合意がある場合、その不当性が同条に規定する個々の遵守事項（禁止行為）の趣旨に照らして強く、当該合意が公序良俗に反する法律

行為として無効となるなどの特段の事情のない限り、当該行為を理由として不法行為による損害賠償義務が生じることはないと解されている(東京地判昭和63年7月6日公取委審決集35巻83頁・理由三1(二); 東京高判平成2年3月28日公取委審決集37巻185頁; 最二小判平成3年7月19日公取委審決集38巻317頁)。これを反対解釈すれば、発注の取消し(契約の解除)という一方的単独行為が下請法第4条の規定に違反する行為である場合には、その不当性の強さは明らかであるため、当該行為を理由として不法行為による損害賠償義務が生じる。実際、前記引用の裁判例においても、下請法第4条第1項第3号(下請代金の不当な減額)の規定について、「親事業者が合意された下請代金の額を一方的に減額する場合には、請負契約に基づき、下請事業者が親事業者に対して合意金額と支払金額との差額金を請求しうることは明らかである」と判示されている。なお、下請法第4条第1項第5号に規定する買いたたきについて、下請事業者が受け取るべき適正な対価と親事業者の既払金額との間に正当化されない「著しい乖離」がある場合(筆者注記: 下請法違反行為の不当性が強い場合)に限り不法行為を構成すると判示した裁判例はあるが(東京地判令和6年2月15日判タ1532号183頁・事実及び理由第3の2)、買いたたき該当性は下請代金の決定方法(取引当事者間の協議の有無・状況)や決定内容を総合考慮して判断するものである以上、親事業者の一方的行為であるか否かを含め、「著しい乖離」の正当化可能性が下請法違反行為の不当性の強さを左右すると考えられるため、発注の取消し(契約の解除)という一方的単独行為の不法行為該当性を判断する上では参考にならない。

以上の解釈を原判決の認定事実に適用すると、本件解除が下請法第4条第2項第4号の規定に違反する行為であることは前記Ⅱ2(2)イ(ア)(イ)のとおりであるところ、前記Ⅱ2(2)イ(ウ)のとおり、本件解除に至った事情はY側の不適法又は不十分な対応にあるほか、本件解除はXが本件作り直し指示を受けたという事情を十分に斟酌せずYの都合のみで行われているため、本件解除の不当性は同法同号の規定の趣旨に照らして著しく

裁判所はフリーランスクリエイター（書籍編集者）に対する出版社の下請法違反行為及び当該違反行為を内容とする不法行為の成立を認めるとともに当該不法行為に係る損害賠償請求を認容すべきであるとする法律意見書（岡田）

強いものである。Y において本件解除を理由として不法行為による損害賠償義務を負うことは明らかであり、Y が X に対し本件解除後に支払った約〇〇円という編集制作費等の額は、外注者が X に対し請求した報酬の総額に照らせば、X が Y から賠償を受けるべき損害額に遠く及ばないだけでなく、Y の損害賠償義務を免ずるものにも相当しない。

2 X に生じている損害

Y の下請法第 3 条第 1 項の規定に違反する行為は同条の趣旨に照らしてその不当性が強く、それゆえに、本件業務委託に係る契約は公序良俗に反する法律行為として無効といえるため、商法第 512 条の規定による相当報酬の不払いにつき Y の不法行為が成立することは前記Ⅲ1 (1) のとおりである。また、Y の下請法第 4 条第 2 項第 4 号の規定に違反する行為は同条の趣旨に照らしてその不当性が著しく強く、それゆえに、Y において本件解除を理由として不法行為による損害賠償義務を負うことが明らかであることは前記Ⅲ1 (2) のとおりである。したがって、Y は X に対しそれらの不法行為と相当因果関係のある損害を賠償しなければならない。当該損害が本件業務委託に係る X 及び外注者の実稼働部分の報酬その他 X の負担することとなった費用の全額であることは論を俟たない。

Ⅳ 結語

Y の下請法第 3 条第 1 項及び同法第 4 条第 2 項第 4 号の規定に違反する行為があり、当該行為は不法行為に当たるため、Y は当該不法行為によって X に生じた損害を賠償する責任を負うというべきである。原判決は、下請法第 4 条第 2 項第 4 号の規定に関する解釈適用を誤るものであるため、取り消されるべきである。

個人事業主は情報成果物作成委託の下請事業者にあたるところ（下請法第 2 条第 8 項）、個人事業主がフリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号））第 2 条第 1 項第 1 号に

規定する特定受託事業者に当たる場合、下請法上の親事業者たる特定業務委託事業者（フリーランス法第 2 条第 6 項）が特定受託事業者に対し情報成果物作成委託（フリーランス法第 2 条第 3 項第 1 号）を行うときは、当該委託後直ちに取引条件の明示（フリーランス法第 3 条第 1 項；下請法第 3 条第 1 項に相当）を行わなければならないだけでなく、当該委託が 1 か月を超える期間で行われるときは不当な給付内容の変更を行ってはならない（フリーランス法第 5 条第 2 項第 2 号；下請法第 4 条第 2 項第 4 号に相当）。本件がフリーランス法の施行後の事案であったならば、Y に対する公取委の行政指導は同法に基づき行われたと考えられる（公取委「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び取適法との適用関係等の考え方」（令和 6 年 5 月 31 日公表、令和 8 年 1 月 1 日改正））。

公取委＝厚労省「フリーランス取引の状況についての実態調査（法施行前の状況調査）結果」（令和 6 年 10 月 18 日）によれば、取引条件が発注者から明示されなかったことがない又は明示されなかったことがある個人事業主は 44.6%（前掲 9 頁）、発注者から給付内容の変更を受けたことがある個人事業主は 36.4%であり（前掲 23 頁）、給付内容の変更を受けたことがある個人事業主の 57.9%は当該変更により個人事業主に生じた費用を発注者に負担してもらえていない（前掲 23 頁）。このように、少なからぬ個人事業主が、下請法上の 3 条書面に相当する取引条件の明示がされないまま業務委託の発注を受け、不当な給付内容の変更を強いられているという実態がある。後者のような泣き寝入りにについては、本件のような情報成果物作成委託（前掲実態調査における情報通信業（映像・画像・音楽制作、編集の業務を含む））の受注者たる個人事業主の割合が調査対象 12 業種のワースト第 2 位である。

本件の X も前記のような泣き寝入りを強いられている個人事業主の一人である。情報成果物作成委託に係る取引条件が発注者から明示されないまま、当該委託に係る業務が情報成果物の基礎となる著作物の著者等の意向などに基づき遂行されるべきものとされ、発注者側の不適法又は不十分な

裁判所はフリーランスクリエイター（書籍編集者）に対する出版社の下請法違反行為及び当該違反行為を内容とする不法行為の成立を認めるとともに当該不法行為に係る損害賠償請求を認容すべきであるとする法律意見書（岡田）

対応に振り回された末に、受注者としての帰責事由がないにもかかわらず、当該委託に係る契約が発注者による費用の負担なく解除される——。このような取引の実施が下請法やフリーランス法の目的や趣旨に反する行為であることは明らかであり、本件のように、下請法違反行為がその強い不当性ゆえに不法行為を構成する場合には、受注者たる個人事業主は発注者の損害賠償によって救済されるべきである。本件原判決の取消しによってYの損害賠償責任を認めることは、Xが受けるべき救済の実現となるだけでなく、前記のような泣き寝入りを強いられていたり強いられかねない状況に置かれている個人事業主にとって福音となる。裁判所による法令の正しい解釈適用を強く望むものである。

以 上